

介護保険制度下における社会福祉法人の経営変化

永 和 良之助

〔抄 録〕

介護保険の実施により高齢者介護事業は激変したが、本稿は、措置の時代から高齢者介護をほぼ一手に担ってきた社会福祉法人経営が、この介護保険の実施によりどのように変化したのかを明らかにする目的の下に著したものである。研究方法としては、公文書公開制度を活用し、社会福祉法人が経営する高齢者介護事業の内部資料を入手・分析する方法を採った。

資料分析の結果、高齢者介護事業を営む社会福祉法人の多くが、介護保険実施以降、事業収入を大きく伸ばし、高利益を得、事業拡大していることが明らかとなった。だが、それは、人件費抑制、利用者のサービス経費の抑制によるものであり、これまでの「労働集約型産業」である社会福祉事業の姿を大きく歪めるものである。のみならず、かかる法人経営の高齢者施設（特別養護老人ホーム）では、利用者の生活は一層貧しくなり、介護職員の労働環境も荒廃していることを具体的に論証した。

無論、すべての社会福祉法人が営利主義的傾向を強めているわけでも、利用者の生活が貧しくなり、介護労働が荒廃しているわけでもない。むしろ、介護保険になり、営利主義的社会福祉法人と非営利社会福祉法人の二極分化は、一層顕著になった。介護保険で「経営の自由」を得た社会福祉法人は、「自由」を得たがゆえに自己の本当の姿を露わにせざるを得なかったからである。本稿では、「経営の自由」を得た社会福祉法人（経営者）がその「自由」をどのように行使したかも論述した。

本稿は、介護保険制度それ自体を論じるものではないが、社会福祉法人の経営変化、利用者の生活変化、介護労働の変化を通して、介護保険制度の持つ問題点にも言及している。

キーワード：介護保険、介護給付費、社会福祉法人（経営）、適正利益、介護労働の規制緩和

は じ め に

2000年4月1日から実施された介護保険は、社会福祉法人の経営基盤を大きく揺るがすものであった。高齢者介護は従来、措置制度の下に行われ、その大半は社会福祉法人に委託されていたが、市町村による「福祉の措置」は例外的な場合を除き廃止されたからである。さらに事業者に対する規制も大幅に緩和され、NPO法人や生協法人などの非営利法人のみならず営利法人の介護保険事業への参入が認められた。こうした制度変化は、社会福祉法人からすれば、高齢者介護の独占状態が崩れ、社会福祉法人も高齢者介護を営む事業者の一つにすぎなくなることを意味するから、重大な経営危機だったに違いない。

だが、社会福祉法人にとって不利な状況ばかりではなかった。高齢者介護に市場原理・競争原理が導入されたことから、社会福祉法人に対する規制も大幅に緩和されたからである。その最大のものは、私見によれば収入の用途規制の撤廃である。社会福祉法人が措置の時代に得ていた収入の大半は、市町村からの委託費であったが、委託費は公費であり、職員の人件費、利用者の生活費、事務費として国の定めた基準の下に支給されていたため用途制限があった。だが、介護保険事業で得る収入は「サービスの対価」であり、それをどのように使うかは各法人の自由となった。換言すれば、社会福祉法人は高齢者介護の独占的地位を失うのと引換えに「経営の自由」を得たのであるが、未曾有の社会福祉事業の転換期において、社会福祉法人（経営者）はこの「経営の自由」をどのように行使したであろうか。

以下においては、筆者の居住地である松山市と愛媛県に情報公開請求をして入手した社会福祉法人の内部資料の分析を通して、介護保険以降、社会福祉法人が経営する高齢者介護事業がどのように変化していったかを明らかにするとともに、利用者の生活と介護職員の労働環境がどのように変化したかを明らかにしたい。

なお、情報公開請求で得た資料⁽¹⁾は1999年度分から2004年度分までである。公開請求を04年度分までとしたのは、文書量が膨大になるという事情もあるが、この6年間の資料で上記変化の基本的な性格と内容を明らかにし得ると考えたからである。99年度末までに愛媛県内で高齢者介護を行っていた社会福祉法人は44あるが、うち3法人は他県に法人本部があり、上記資料の一部しか入手できないため、41法人を対象にして以下、論を進める。

1. 事業発展の原動力となった介護保険

社会福祉法人運営の高齢者介護事業は、介護保険になり経営が苦しくなったとする指摘もある⁽²⁾が、41法人の介護保険事業収入は、2000年度177.7億円→01年度194.5億円→02年度219.3億円→03年度232.1億円→04年度241.1億円と大きく増えている。社会福祉法人が介護

保険になり事業収入を大きく伸ばしたことは、表1に示す介護保険事業収入の階層別分布表からも確かめられよう。年間事業収入3億円未満の法人は2000年度14から04年度5に減少する一方、3億円以上～5億円の法人は2000年度19→04年度23に、5億円以上～10億円の法人は2000年度5→04年度8に、15億円以上の法人も2000年度2→04年度4にそれぞれ増加している。

事業収入が大きく増えた最大の理由は、表2に見るように事業拡大が行われたことにある。表2は41法人の収支計算書に示されている事業を年次別にまとめたものである。事業別収支を公開していない法人もあるので実際の施設・事業所数はこれより多いが、社会福祉法人が介護保険になり活発に事業展開していることがよくわかるだろう。

ただし、すべての事業が順調だったわけではない。表3に04年度の事業別収支状況を示すが、訪問入浴、訪問看護、福祉用具貸与の3事業は、赤字の法人が多く、事業を廃止した法人も多い。それ以外は順調で、他法人の場合には運営が苦しいとか赤字と伝えられている訪問介護や居宅介護支援も黒字である。居宅介護支援が黒字なのは、併設されている在宅介護支援センターに運営補助金が交付されていたことが大きい。訪問介護が順調なのは、措置時代から市町村の委託を受けてきた実績に加え、介護保険外事業である「介護予防・生活支援事業」(03年度からは「介護予防・地域支え合い事業」に名称変更)の配食サービスや生きがいデイサー

表1 愛媛県内社会福祉法人 介護保険事業収入階層別分布

事業収入額	法人数	法人数
	2000年度	2004年度
2億円未満	2	2
2～3億円	12	3
3～4億円	12	15
4～5億円	7	8
5～10億円	5	8
10～15億円	1	1
15～20億円	2	1
20億円以上	0	3
計	41	41

表2 愛媛県内社会福祉法人経営の介護保険施設・事業所数の年次別推移

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
特養	42	42	42	43	45	45
老健	3	4	5	7	9	9
グループホーム	1	2	4	7	10	12
デイサービス	45	47	49	50	52	54
訪問介護	13	18	18	21	21	21
居宅介護支援	38	45	48	50	50	51
訪問入浴	0	16	15	14	9	9
訪問看護	2	3	4	3	2	2
福祉用具貸与	0	1	1	1	0	0

ビスなどを市町村の委託事業として実施していることから利用者確保がしやすかったためと思われる。

表3 愛媛県内社会福祉法人の介護保険事業収支状況（2004年度）

単位：万円

	特養	老健	グループホーム	デイサービス	訪問介護	居宅介護支援	訪問入浴	訪問看護	不明法人	計
施設数	42	9	12	49	15	42	9	2	2	
収入計	1,200.615	482.570	74.381	266.899	60.321	68.556	2.846	2.167	262.947	2,421.302
事業収入	1,192.943	482.570	74.381	265.285	60.321	68.409	2.846	2.167	262.464	2,411.386
事業外収入	7.672	0	0	1.614	0	147	0	0	483	9.916
事業支出計	1,054.643	381.753	67.505	212.796	50.944	64.452	4.066	2.478	210.854	2,051.341
人件費	652.713	207.387	45.506	135.403	47.320	56.874	3.501	2.137	123.137	1,273.978
事務費	126.281	104.120	6.149	24.220	2.370	6.498	233	177	37.954	308.002
事業費	180.474	41.345	10.130	34.216	596	1.080	131	110	36.409	304.491
減価償却費	93.749	28.901	5.720	18.907	658	1.850	201	54	13.354	163.394
徴収不能	1.426	0	0	50	0	0	0	0	0	1.476
借入金利息	9.698	10.348	304	2,130	15	174	0	0	315	22.984
収支差額	136.274	90.469	6.572	51.973	9.362	3.783	△1.220	△311	51.778	346.977
利益率	11.4%	18.7%	8.8%	19.5%	15.5%	5.5%	△42.9%	△14.4%	19.7%	14.3%

注1：特養にはショートステイも含む

注2：居宅介護支援には在宅介護支援センターも含む

注3：事業外収入は地方自治体からの借入金利息補助金収入のみを掲げており、寄付金、雑収入（預金利息収入を含む）は事業収入に含めている。（本文末尾注5参照）

しかし、これらの在宅サービスの収入に占める割合は、収入全体からすれば1割未満で、事業収入の大半は、ショートステイ（以下、ショートと略）を含む特別養護老人ホーム（以下、特養と略）、認知症グループホーム（以下、グループホームと略）、老人保健施設（以下、老健と略）の3施設と、これらの施設に併設されているデイサービスで得ている。

最も施設数が増加したのはグループホームで、99年度1施設、入居定員8名から、04年度末には12施設、入居定員180名にまで増加し、事業収入も2000年度6143万円から04年度には7.4億円と12倍以上に増えている。

収入額が最も大きく増えたのは老健で、2000年度4施設、入所定員412名から04年度9施設、847名に入所定員が倍増し、収入も2000年度21.7億円から04年度には48.3億円と倍増（2.2倍）している。社会福祉法人が老健を開設する場合、医療機関を母体とする「保健・医療・福祉複合体」⁽³⁾が通常であるが、老健を設置している5法人のうち2法人までが医療機関を母体としていない。この2法人が介護保険になり老健を新たに3施設開設（計4施設）している。社会福祉法人の老人医療・老人保健事業への進出である。

特養は99年度より3施設、入居定員189名（ショートを含む）の増加にすぎないが、半数以上の法人がショートの利用定員を減らし、特養の入居定員を増やしている。ショートの利用率よりも特養の入居率の方がはるかに高いからであろう。99年度中に開設していた42の特養のショートの利用定員は、2000年度末までに118名減少し、特養の入居定員は157名増加している（増築による定員変更を含む）。そのため、このすぐ後に述べるが、99年度と2000年

度を対比すると、特養の事業収入は約1.2倍増加している。

デイサービスも99年度と2000年度を比較すると、収入が1.1倍増えている。措置時代のデイサービスは、利用定員20名から25名程度が一般的であったが、介護保険の指定基準による利用定員は、 $(\text{デイルーム} + \text{食堂の面積}) \div 3.3 \text{ m}^2$ 以内となっていることから、大半の法人が介護保険実施を機に利用定員を増やしたからである。

収入が大きく増加しているだけではなく利益率が高い⁽⁴⁾のも、社会福祉法人の営む介護保険事業の特徴である。04年度の全事業の経常利益率は14.3%（経常利益34.8億円）であった（表3）が、2000年度は15.1%（同27億円）、01年度は17.2%（同33.7億円）、02年度も17.2%（同39.1億円）、03年度は16.0%（同37.3億円）である。

社会福祉法人が介護保険になり高利益をあげていることは、純資産の増加からも明らかである。41法人の純資産は、2000年度455.6億円→01年度487.1億円→02年度546.6億円→03年度582.8億円→04年度615.5億円と大きく増加している。最も増加した法人の場合は、99年度末39.5億円から04年度末87.3億円と2.2倍にも増加している。41法人のうち高齢者福祉のみを行っているのは31法人で、その31法人も他にケアハウスや養護老人ホームを運営している法人が多いから、純資産の増加のすべてが介護保険事業によるものではないが、介護保険事業で高利益をあげることがなければ2000年度から04年度の間に約1.4倍、金額にして160億円も純資産を増やすことはできなかつただろう。

後述するように、すべての社会福祉法人が介護保険事業で収入を大きく伸ばし、高利益を得ているわけではないし、事業収入を大きく伸ばしながらも「適性利益」を堅持している法人も少なくない。だが、相当数の法人が介護保険事業で高利益をあげたことは紛れもない事実である。社会福祉法人にとって介護保険の実施は、経営の危機だったと前述したが、多くの社会福祉法人にとって、介護保険は経営の危機ではなく事業発展の原動力になったと言っても過言ではない。問題の多い介護保険制度に対して社会福祉法人から批判の声がほとんど聞こえてこないのは、社会福祉法人が介護保険で事業収入の増加、高利益、事業発展という果実を得たことと無縁ではあるまい。

2. なぜ社会福祉法人は介護保険事業で高利益を得ることができたのか

41法人のうち21法人の99年度と2000年度の事業別収支が公開されているので、それを手がかりにして、介護保険前と介護保険実施直後で経営内容がどのように変化しているか見てみる。ただし、社会福祉法人会計は2000年度から損益概念を導入した新会計方式に変更されているので、対比するためには幾つかの手直しが必要である。以下に示す表は、その手直しをした上で作成したものである⁽⁵⁾。

表4-1は、21法人が運営している特別養護老人ホーム24施設の99年度と2000年度の収

表 4-1 愛媛県内特養 24 施設の介護保険前・後の収支状況 単位：千円

	1999 年度		2000 年度		増減 (△)
事業収入	5,204,602		6,047,439		842,837
事業支出	4,798,339	構成割合	4,850,564	構成割合	52,225
人件費	3,183,001	61.2%	3,351,464	55.4%	168,463
職員俸給	1,515,783		1,591,444		75,661
職員諸手当	977,870		1,002,607		24,737
非常勤職員給与	365,721		442,642		76,921
法定福利費	323,627		314,771		△ 8,856
事務費	569,442	10.9%	558,170	9.2%	△ 11,272
事業費	1,045,896	20.1%	940,930	15.6%	△ 10,496
収支差額	406,263	7.8%	1,196,875	19.8%	790,612
(備考) 業務委託費	105,192		189,949		84,757

表 4-2 愛媛県内デイサービス 24 施設の介護保険前・後の収支状況 単位：千円

	1999 年度		2000 年度		増減 (△)
事業収入	1,077,851		1,201,420		123,569
事業支出	1,044,003	構成割合	862,849	構成割合	△ 181,154
人件費	659,548	61.2%	595,250	49.5%	△ 64,298
職員俸給	283,805		225,082		△ 58,723
職員諸手当	155,054		129,739		△ 25,315
非常勤職員給与	156,131		179,551		23,420
法定福利費	64,558		60,878		△ 3,680
事務費	191,236	17.7%	114,842	9.6%	△ 76,394
事業費	193,219	17.9%	152,757	12.7%	△ 40,462
収支差額	33,848	3.1%	338,571	28.2%	304,723
(備考) 業務委託費	23,547		38,333		14,786

表 4-3 愛媛県内訪問介護 7 事業所の介護保険前・後の収支状況 単位：千円

	1999 年度		2000 年度		増減 (△)
事業収入	282,190		345,392		63,202
事業支出	270,542	構成割合	279,039	構成割合	8,497
人件費	224,932	79.7%	256,804	74.4%	31,872
職員俸給	29,786		31,108		1,322
職員諸手当	18,435		18,198		△ 237
非常勤職員給与	167,506		196,688		29,182
法定福利費	9,205		10,810		1,605
事務費	45,199	16.0%	20,749	6.0%	△ 24,450
事業費	411	0.1%	1,486	0.4%	1,075
収支差額	11,648	4.1%	66,353	19.2%	54,705

支状況（ショートを含む）を対比したものである。2000年度の事業収入が99年度よりも16.2%、金額にして8.4億円増加しているが、利益額の違いに注意してほしい。99年度の利益が4.1億円に対し、2000年度のそれは約12億円である。1.16倍の収入増で収益を約3倍にも増やすことができたのは、支出を強力に抑制しているからである。事業支出は99年度47億

9834万円に対し、2000年度のそれは48億5056万円で、わずか1.1%の増にすぎない。

表4-2と表4-3は、21法人が運営しているデイサービス24施設と訪問介護7ヶ所の99年度と2000年度の収支状況である。デイサービスの事業収入の増加は1.2億円で、増加率は対前年度比11.5%で特養よりは低いが、支出抑制は特養以上に行われており、人件費、事務費、事業費のすべてが削減され、99年度より17.4%、金額にして1.8億円引下げられている。訪問介護も事業収入が99年度より22.4%、6320万円増加しているが、支出はやはり抑えられ、前年度より3.1%の増にすぎない。そのためデイサービスは1.1倍の収入増で収益を10倍に、訪問介護も1.2倍の収入増で収益を約6倍に増やしている。

このように強力に支出抑制を図るとというのが、介護保険に入ってから社会福祉法人の経営変化であるが、では、どのようにして支出抑制が行われたのだろうか。利用者のサービス経費(事業費)の抑制については後述することにして、ここでは支出の中で最も多額を占める人件費の抑制について見ておく。

まずデイサービスから見ると、正規職員の基本給である職員俸給と賞与を含む職員諸手当を大幅に削減することにより、人件費比率を99年度61.2%から2000年度49.5%に大きく引下げている(表4-2)。職員俸給は99年度より20.7%、職員諸手当は16.3%の減少である。その一方で臨時・パート職員の非常勤職員給与は99年度より15.0%増加し、事務費に計上されるため人件費には現れないが、調理やデイサービス送迎時の運転などの業務委託費が備考欄に示したように1.6倍に増えているから、デイサービスでは介護保険実施を機に職員のパート化と業務委託化が急速に進んだことが分かる。

特養の場合は99年度の人件費比率が61.2%で、2000年度が56.4%であるから(表4-1)、デイサービスのように急激な人件費抑制は行われていない。夜勤があり、重介護を要する入居者が多いために、デイサービスのように職員のパート化を急激に進めることはできなかったからだと思われる。ただし、人件費内訳を見ると、事業収入が99年度より16.2%増加しているにもかかわらず、職員俸給と職員諸手当を4%の伸びに抑えているし、非常勤職員給与は21%、業務委託費は80.6%と増加しているから、特養の場合も職員のパート化と業務委託により人件費抑制を図ったことがうかがえる。

訪問介護の場合は特養やデイサービスとは事情を異にする。表4-3の人件費内訳に見るように介護保険以前からすでにパート化が進んでいるからである。ただし、事業収入が99年度より22.4%も増加しているにもかかわらず、人件費の伸びは3.1%にすぎないし、人件費の増額分3187万円のうち非常勤職員給与が2918万円と大部分を占めているから、訪問介護においても登録パートの増員で人件費の抑制を図ったことは間違いない。

「労働集約型産業」である社会福祉事業は、収入が増えてもそれに応じて人件費が増すために利益は出ないとするのが、これまでの社会福祉事業の通説であったが、社会福祉法人運営の高齢者介護事業は、介護保険初年度においてすでに人件費を強力に抑制することにより利益を

あげる経営スタイルに転じている。かかる変化は、社会福祉法人（経営者）が前述した「経営の自由」を得たことに加えて、国策で介護労働の規制緩和が行われたことによるものであることに注意しなければならない。それは次のようにして行われている。

第1は常勤換算方式の導入である。特養を例にとると、措置の時代には介護職員の8割以上は常勤職員でなければならないと定められていたが⁽⁶⁾、介護保険実施以降、こうした規制はなくなり、常勤換算方式が導入された。常勤換算方式とは、例えばその施設の常勤職員の勤務時間が一日8時間とすれば、パート職員4人が各2時間勤務していれば常勤1名にみなすというものである。介護保険事業はすべて厚生労働省により職員配置基準が定められており、特養であれば介護・看護職員を入居者3名に対し1名以上（ユニット型の場合は2対1以上）の割合で配置しなければならないが、その3対1以上というのは、この常勤換算方式によるものである。

厚生労働省が常勤換算方式を導入した目的は、介護給付費の抑制にあったことは否定できない。「労働集約型産業」である高齢者介護において、介護給付費の増加を抑えつつ、事業者に利潤を「保証」し、介護事業への参入を促すには、介護職員の非正規雇用を認める以外に方法がないからである。

だが、常勤換算方式を導入すれば必ずや介護職員の非正規雇用化が進む。現に財団法人介護労働安定センターの05年の調査によると、介護職員の「正社員」の割合は、特養で74.6%、グループホームで54.1%、デイサービスで46.8%、訪問介護で22.9%にすぎない⁽⁷⁾。しかし、この数値はあくまでも平均値であり、利益率の高い施設になればなるほど正規職員の割合は低くなる。筆者が04年度の監査資料で確認したところ、愛媛県で最も利益率の高い特養（ショートを含む）の場合、利用定員70名に対し27名の介護職員を配置しているが、そのうち正規職員は7名で、他はすべて臨時・パート職員になっている。介護職員27名に支払った03年4月分の基本給は総額2,720,680円にすぎない。

第2は人材派遣からの介護労働の受入れである。1985年に制定された労働者派遣法は、当初は派遣業務の範囲を限定していたが、99年の改定で原則自由となり（ただし警備や医療業務等は除外）、2000年4月からは福祉関係の業務においても労働者派遣が認められた⁽⁸⁾。政府が進めていた構造改革の一環であるが、介護労働安定センターの05年の調査によると、派遣介護労働の受入れが最も多いのは特養と老健であり、特養の21%、老健の22%が派遣介護労働を入れている⁽⁹⁾。先に介護保険が始まってから特養の業務委託費が増加していると指摘したが、24の特養の中で調理の外部委託に切り替えた施設は皆無なので、特養の業務委託費の増加には派遣労働の受入れも加わっていることが十分に想像できる。

高齢者介護を行う社会福祉法人が介護保険になり高利益を得たのは、こうした介護労働の規制緩和の流れに乗ってのものである。

3. 二極化した社会福祉法人

介護保険実施から5年が経過した04年度末の社会福祉法人の収支状況を見ると、事業収入が毎年順調に伸びている法人と、事業収入が減少、またはほとんど増えていない法人とに二分化している。不振なのは、開設年次が古く、ショートやデイサービスなどの在宅サービスを行うスペースがなく、定員50～55名程度の特養のみを運営しているような法人で、先に見た表1の「事業収入の階層別分布」の3億円未満に集中している。

1990年から実施されたゴールドプラン以降、高齢者介護の基盤整備は、長期入居50名、ショート20名の特養を基幹施設とし、そこにデイサービス、訪問介護、在宅介護支援センター、ケアハウスなどの在宅施設を併設する方向で進められてきた。施設関係者の言う「高齢者総合福祉施設」であるが、かかる施設を運営している法人は、いずれも順調に収入を伸ばしている。最も好調な法人の場合、「高齢者総合福祉施設」1施設で04年度末には特養(ショートを含む)3億円、デイサービス1.4億円、訪問介護1.1億円、居宅介護支援・在宅介護支援センター2.2千万円、計5.7億円の収入を得ている。

収入が最も多く増加したのは、「高齢者総合福祉施設」を複数運営し、その上に老健やグループホームを運営している法人である。老健もまた各種在宅機能を備えた「高齢者総合介護施設」になっているからである。表1の「事業収入の階層別分布」の年間事業収入20億円以上の法人は、すべてこうした法人である。

介護保険が始まって以降、高齢者介護を行っている社会福祉法人は、「高齢者総合福祉施設」や「高齢者総合介護施設」を持ち順調に事業収入を伸ばしている法人と、収入をほとんど増やすことのできない1法人1施設の零細法人とに二極化しているが、二極化はもう一つ別の形で進行している。前者の法人間においても、利益を「適正利益」にとどめている法人⁽¹⁰⁾と、営利主義と批判しなければならないほどの高利益を収めている法人とに二分化しているからである。特養を例にとり具体的に説明しよう。

表5は、ゴールドプラン以降に設置された「高齢者総合福祉施設」に属する特養を、04年度の経常利益率が10%未満の施設(A群)と利益率15%以上の施設(B群)とに分け、その収支(ショートを含む)を1施設当たりの平均値にして比較したものである。利用者数は特養とショートを合わせた人数であり、A群(11施設)が66.6名、B群(7施設)が66.1名とほぼ同数である。そのため事業収入額もともに2.9億円とほぼ同じであるが、経常利益率はA群の施設6.6%に対し、B群の施設は23.3%で、経常利益(収支差額)もA群の施設1894万円に対し、6740万円とA群の施設の約3.6倍もの利益をあげている。同一規模、同一形態の施設間においても、人件費をはじめとする経費を抑制し高利益をあげる施設と、そうではない施設とに二分化しているのである。

もう一つ例を挙げよう。表6-1はB群の特養の中で最も利益率の高いH施設と、A群の

表5 経常利益率 10% 未満の特養と 15% 以上の特養の収支状況

単位：千円

	A 施設		B 施設	
利用者数	66.6 人		66.1 人	
収入計	289.037		289.123	
事業収入	287.187		287.883	
事業外収入	1.850		1.240	
支出計	270.098	構成割合	221.725	構成割合
人件費	164.673	57.0%	135.351	46.8%
事務費	31.664	11.0%	27.452	9.5%
事業費	44.328	15.3%	37.442	13.0%
減価償却費	26.797	9.3%	18.975	6.6%
借入金利子	2.636	9.3%	18.975	6.6%
収支差額	18.939	6.6%	67.398	23.3%

表6-1 H施設とT施設の収支状況

単位：千円

	H 施設		T 施設	
利用者数	67.2 人		69.1 人	
収入計	294.652		297.953	
事業収入	292.744		297.953	
事業外収入	1.908		0	
支出計	198.121	構成割合	278.615	構成割合
人件費	122.548	41.6%	168.736	56.6%
職員俸給	16.199		63.817	
職員諸手当	19.781		46.056	
非常勤職員給与	72.429		40.012	
退職金	0		489	
退職共済掛金	0		1,184	
法定福利費	14.139		17,178	
事務費	8.911	3.0%	32.501	10.9%
事業費	41.348	14.0%	55.985	18.8%
減価償却費	22.949	7.8%	20.640	6.9%
借入金利子	2.365	0.8%	753	0.3%
収支差額	96.531	32.8%	19,338	6.5

施設の中でH施設と最も事業規模に近いT施設の収支状況を対比したものである。利用者数はH施設67.2名、T施設69.1名とほぼ同じで、事業収入もほぼ同額だが、経常利益率はT施設6.5%に対し、H施設は32.8%という高さで、9653万円もの収益を得ている。03年度末に介護報酬改定が行われ、04年度から特養への介護給付費は平均4.2%引下げられたにもかかわらず、H施設がこのように異常なまでの高利益をあげているのは、職員の大半を臨時・パート職員とし（人件費の約6割が非常勤職員給与）、正規職員に支払う職員俸給を1620万円（月額ではなく1年分）、賞与を含む諸手当を1978万円と極度に抑えているからである。

事業費の違いも見逃せない。両施設の事業費を利用者一人当たりで換算すると、H施設は615,298円、T施設は810,203円で、年間20万円近い差がある。表6-2は事業費の中で利用者の生活に密接に関係するものを比較したものである。保健衛生費・医薬品費や、介護用品

表6-2 H施設とT施設の事業費内訳 単位:千円

	H施設	T施設	差異
食費	12,424	19,351	△ 6,927
教養娯楽費	395	907	△ 512
日用品費	1,016	385	631
被服費	0	2,216	△ 2,216
保健衛生費・医薬品費	705	2,049	△ 1,344
介護用品費・消耗器具備品費	10,738	19,705	△ 8,967
光熱水費	10,655	6,434	4,221
その他の事業費	5,415	4,938	477
計	41,348	55,985	△ 14,637

費・消耗器具備品費などの介護費用や、利用者のささやかな生活の楽しみである教養娯楽費など、ほとんどの支出科目でH施設の支出額は大きく下回っている。利用者の最大の楽しみとされている食費（1日分の食材料費）は、T施設767円に対し、わずか507円にすぎない。

表5のB群の施設のいずれも、H施設ほどではないにしても職員の人件費と利用者のサービス経費を切り詰めることで多額の利益を得ている。介護保険で収入を順調に伸ばしている「高齢者総合福祉施設」間においても、営利追求型の施設とそうでない施設とに二分化しているが、長く特養の施設長を務め社会福祉法人の実情に詳しい蛭江紀雄氏が指摘⁽¹¹⁾しているように、措置の時代から営利を目的に設立された社会福祉法人は少なくなかった。

かかる法人にとって介護保険は歓迎すべきものだっただろう。社会福祉事業を目的とする社会福祉法人にとっては、介護保険は負担やジレンマが多いが、元々、社会福祉事業を行う意思のない社会福祉法人にとっては、「経営の自由」と介護労働の規制緩和を認め、巨額の利益も経営努力の成果として容認する介護保険は、絶好のビジネスチャンスだったからである。だが、こうした法人運営の施設では、次に見るように利用者の生活は一層貧しくなり、介護職員の労働環境は荒廃せざるを得ない。

4. 一層貧しくなった利用者の生活

介護保険の取材をしているライターの一人は、「介護保険制度になってから、施設でのお祭りや、街にみんなで出かける買い物デーなどの行事も減らさざるを得なくなった。お年寄りにはさみしそうにしている」。ある施設の介護職員は、ため息をつく。利用者にも確実にしわ寄せが来ている。「外に出かけたいけど、職員さんもみんな忙しそうで悪くて頼めない」。そう気持ちを打ち明ける利用者は、最近外出したのは一年前だと振り返るとレポートしている⁽¹²⁾。なぜ特養では、介護保険になってから買い物デーなどの行事が減り、外出の機会も減多になくなったのだろうか。

人手が足りないとか忙しいというのは現象的なことであって、介護保険下での特養は、かつての介護に加え生活機能も備えていた福祉施設から、生活機能（生活援助）を失い、単なる介

護施設に転じてしまったのが、根源的な理由である。事業費の削減にそれはシンボリックに表れている。

先に99年度と2000年度の事業別収支を公開している21法人の特養、デイサービスの介護保険前と後の経営変化を見たが、特養、デイサービスとも事業費が大きく削減されている。再度、表4-1の特養（ショートを含む）と表4-2のデイサービスの事業費を見ると、特養は24の全施設が事業費を減額し、99年度10億4590万円から2000年度9億4093万円に削減している。金額にして1億497万円、対前年度比10.0%の削減である。デイサービスも24の全施設が減額し、99年度1億9322万円から2000年度1億5276万円に削減している。前年度より20.9%の削減である。

前述した社会福祉法人会計の変更で事業費も科目名が変更されているが、変更されていない費目を対比すると、特養で削減額の大きかったのは、食費（食材料費）、教養娯楽費、日用品費、本人支給金で、この4費目の削減額の合計は6376万円で、全削減額の6割以上を占めている（表7-1）。デイサービスでは特養以上に食費、教養娯楽費、日用品費が削減され、この3費目で全体の削減額の9割以上（92.9%）を占めている（表7-2）。

介護保険になり、これらの費用が削減されたのは、食費以外のものは介護給付費に含まれていないからである（ただし05年の介護保険法の改定で、特養などの介護保険施設でも食費（人件費などの調理コストも含む）に加え、水道光熱費なども利用者負担に改められた）。これらの費用は措置時代には生活費として委託費に含まれていたが、介護保険は介護に要する費用に限っての給付であり、日常生活に要する費用は利用者負担となっていることから、多くの施設は介護保険に入ると、行事費などに充てる教養娯楽費や日用品費を削減する一方、利用者からクラブ活動材料費や、石けん、シャンプー、紙タオルなどを日用生活用品代として徴収するようになった。本人支給金も同様で、措置時代には無年金などで現金収入のない入居者に「小遣い」として支給されていたが、介護給付費に含まれていないために現在では大半の施設が廃

表7-1 愛媛県内24特養の介護保険前・後の事業費支出の状況
単位：千円

	99年度	2000年度	増減(△)
食費	441.719	419.725	△21.994
教養娯楽費	28.971	18.838	△10.133
日用品費	23.044	9.310	△13.734
本人支給金	18.215	316	△17.899
計	511.949	448.189	△63.760

表7-2 愛媛県内24デイサービス施設の介護保険前・後の事業費支出の状況
単位：千円

	99年度	2000年度	増減(△)
食費	94.191	71.038	△23.153
教養娯楽費	14.959	4.209	△10.750
日用品費	5.210	1.532	△3.678
計	114.360	76.779	△37.581

止している。

利用者の生活変化は、これにとどまらない。介護・福祉オンブズネットおおさかは、公文書公開制度を用いて特養の内部資料を入手し、02年度大阪市、03年度堺市、04年度東大阪市、04年度枚方市のそれぞれの特養の経営・運営状況を公表している⁽¹³⁾が、同ネットはその調査報告書において、「介護の費用以外は何でも徴収する傾向が強まっている」と警告している。預り金保管料、クラブ活動の材料費、テレビなどの電器器具使用料、日常生活用品代（最高6千円）は無論のこと、利用者に頼まれ職員が買物をしたり、利用者の外出や買物に職員が付添ったり、利用者を理髪店や美容院に送迎したり、施設行事に参加した場合などは、その費用を利用者負担とし、「買物代行料」「送迎付添い料」「買物外出費」「散髪外出参加費」「行事参加費」などとして徴収する施設が増えているからである。

かつての特養では当然の生活援助として行われていたことが、介護保険下では「日常生活の便宜」を図るオプションサービスとなり、利用者はその代償（金銭）を支払わなければならないのだが、職員に付き添ってもらい買物や外出をするたびに費用がかかるとなれば、心身に大きな障害を負っている要介護の高齢者の生活は、ますます施設内での介護を受けるだけの生活に限られ、文化的社会的な生活など望めなくなるだろう。低所得の高齢者の場合はなおさらである。

事業費の削減を余儀なくされ、これまで当然のこととして行われてきた生活援助が「日常生活の便宜」を図るオプションサービスに引下げられたことが、介護保険になってから利用者の生活が一層貧しくなった原因であるが、かかる変化にすべての施設経営者が従順に従ったわけではない。それに従うことは、要介護の高齢者に人間らしい豊かな生活を保障するという高齢者福祉施設の使命を放棄し、単なる介護サービス提供施設に転落してしまうからである。だが、これまで見てきたように、介護保険になり、人件費と利用者のサービス経費を切り詰める施設が多く、介護サービスに加え生活援助も備えた高齢者福祉施設を堅持しようとしている施設経営者は少ないと言わざるを得ない。

5. 荒廃する介護労働

最近、介護労働の問題として、「介護現場から姿を消す若者たち」⁽¹⁴⁾と「低賃金に福祉悲鳴。年収200万円台/ボーナスゼロ」⁽¹⁵⁾の見出しが示す介護職員の低賃金がよく指摘される。この2つは表裏の関係として論じられがちだが、区別して考える必要がある。特養を例にとり、介護労働の変化を見てみよう。

特養においても離職率が高いことは否めない。先に紹介した介護労働安定センターの05年度の調査によると、特養の「正社員」の介護職員の離職率は15.9%となっている⁽¹⁶⁾。勤続年数は記されていないが、03年度の調査では「1年未満」34.2%、「1年～2年未満」22.1%となっており、2年以内に半数以上が退職している⁽¹⁷⁾。特養の介護職員の年齢構成は、05年度

の調査では10代0.7%、20歳代37.0%、30歳代24.1%となっている⁽¹⁸⁾から、特養においても「介護現場から姿を消す若者たち」が多いことは否めない。

たが、京都市老人福祉施設協議会の調査によると、京都市内の高齢者福祉施設の職員の05年の平均初任給は、介護福祉専門学校卒業で16万306円、大卒で17万2061円、平均年収（賞与、各種諸手当を含む）は前者が276万7152円、後者が296万8938円となっている⁽¹⁹⁾。初任給に比して年収が多いのは賞与が3.8ヶ月分支給されているからである。決して恵まれているとは言えないし、業績好調な民間企業などと比べると見劣りがするだろうが、所得格差の拡大が著しい現状を思えば低賃金とまでは言えないだろう。

低賃金なのは臨時職員の待遇で働いている介護職員である。介護労働安定センターの05年度の調査によると、常勤が88.7%であるにもかかわらず「正社員」は74.6%にすぎない⁽²⁰⁾。勤務形態と雇用形態とに14%のズレがあるが、このズレの中で働いているのが、特養に限らず介護現場で働いている臨時職員である。正規職員と同じ労働をしているにもかかわらず給与、賞与で差があり、「年収200万円台。ボーナスゼロ」を余儀なくされている。彼ら、彼女たちの離職率が「正社員」の介護職員よりはるかに高いことは想像に難くあるまい。

では、臨時職員より恵まれた条件にある「正社員」の介護職員の離職率が、先に見たように高いのはなぜなのか。結論を先取りして言えば、心身の負担が過重であるにもかかわらず介護の意義や充実感が感じられないのが、主たる原因と思われる。

特養の介護・看護職員の配置基準は入居者3名に対し1名以上（ユニットケアの場合は2対1以上）となっているが、施設間に大きな差がある。介護・福祉オンブズネットおおさかの最新の調査である05年度の枚方市の特養11施設を見ても、1.6～2.8の差がある。人数だけではなく常勤介護職員の比率にも大きな差がある。枚方市の場合、最少の施設は、利用者29.2人に対し常勤換算で12名の介護職員を配置しているが、そのうち常勤正職員はわずか3名にすぎない。このような施設になれば、短時間パートや1週間に数日しか勤務しないパート職員や派遣職員が多いために、常勤職員の負担は重くならざるを得ない。

筆者は松山市（中核市）が監査実施後に改善を指示した05年度の「改善指示書」を公開請求で入手したが、市内の特養14施設中5施設までが「労働関係法令を遵守する勤務体制を構築せよ」とする改善指示を受けている。宿直者を早出勤務に組入れることが常態化していたり、当初から（勤務表作成時から）所定労働時間を超える勤務体制となっている上に超勤手当や休日勤務手当を支給していないからである。

また、14施設中9施設までが「生活相談員は本来業務を行え」とする改善指示も受けている。生活相談員が入居前の利用者・家族との事前面接や情報収集や、相談内容の記録などの本来業務を行っていないからだが、それも当然かもしれない。これらの施設では生活相談員も夜勤介護に入っており、最も多い施設では年間61日も夜勤勤務に就いているからである。

筆者はこれまでも「監査改善指示書」を入手してきたが、「労働関係法令を遵守する勤務体

制を構築せよ」とか「生活相談員は本来業務を行え」とする改善指示を目にするようになったのは、介護保険が始まって以降である。前述した「常勤換算方式」により介護労働の非正規雇用化が進んだために、常勤職員の負担が増し、超勤が常態化し、休日勤務も珍しくなくなったからである。その常勤職員も臨時職員と「正社員」に二分化しているのだが、「正社員」の介護職員は低賃金こそ免れているものの、その引換えに過重負担を負わされている施設が少なくない。

負担が増しても仕事に充実感があるならば介護職員は簡単には離職しないが、多くの介護職員は現状の介護労働に充実感を感じとれないだろう。

図1は有名なマズローの欲求層位説を図式化したものであり、筆者が理事長をしているグループホームの新人職員研修時に用いているものである。欄外の書き込みは筆者たちの介護観を表現している。筆者たちは図の下「生理的欲求・安全欲求」に当たる部分が、介護の基本になると考えている。要介護の高齢者は排泄、入浴、食事、衣類の着脱、移動などが自力では困難・不可能な、言い換えれば自分で自分の生命や安全を守ることが困難・不可能になった人たちであるから、高齢者介護施設では身体介助が介護の基本となる。

だが、それは欄外の書き込みに示したように人間の生活としては最低限の生活であろう。マズローが教えているように、人間は生命や安全が脅かされ危機に陥っているときには、自己尊重の念(プライド)を下げても生命・安全を守ろうとするが、それが満たされればその上位にある欲求を求める文化的社会的存在だからである。要介護の高齢者の人たちも良き身体介助を受け、「生命の維持・安全の欲求」が満たされれば、より上位にある欲求の実現を求めるようになる。その実現に向けて生活援助をしていくのが、人間への介護(ケア)というものである。

筆者たちの法人では、「今日一日に幾つの言葉を使ったか」を援助のチェックポイントとし

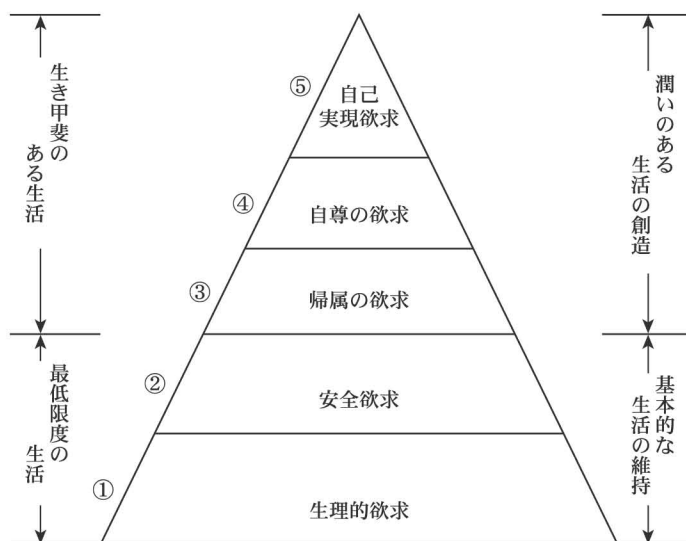


図1 人の欲求の段階と生活の質

ている。生活が貧しければ言葉も貧しくなるからである。しかし介護（ケア）が身体介助にとどまっている施設では、介護職員が要介護の高齢者に対して一日に使っている言葉は、排泄・入浴・食事などの介助時に伴うものが大半であろう。生活が貧しい証拠であり、利用者と介護職員との間に人間的交流がない証拠でもある。

介護保険が介護に要する費用のみに給付を限定していることから、少なからぬ特養（のみに限らず他の高齢者介護施設も）が身体介助のみを行う介護施設となり、要介護の高齢者も本来持っている文化的社会的欲求を充たす生活援助を衰退させてきたが、かかる施設の介護職員は、介護の意義（素晴らしさ）や充実感を味わうことが極めて困難であろう。身体介助は介護の基本ではあっても、人間への介護（ケア）としては最低限のものであるがゆえに、介護の意義を感じとることができないからである。

介護職に就く人たちは特養を初めとする高齢者介護現場の労働条件がさほど恵まれていないことをよく知っている。にもかかわらず介護を職業とするのは、要介護の高齢者が人間らしく生きるために自己を役立てたいと願うからである。だが、それは不可能なことを知り、少ない職員数で次から次へと身体介助に追われ、要介護の高齢者と深く交わることができない日々が続けば、介護現場から離れていくのも決して不思議ではない。

だが、介護を職業とした者が、介護現場に絶望し、介護現場から去っていくことほど、介護労働の荒廃を物語るものはない。利用者の生活の貧しさとともに、営利追求の社会福祉法人がもたらした最大の「罪」である。

お わ り に

本稿は介護保険制度それ自体を論じたものではないが、この制度はこれまでに折にふれ指摘したように、要介護の高齢者の生活を一層貧しくし、介護労働を分解・崩壊させていく問題点の多い介護制度である。高齢者介護を営む社会福祉法人の多くは、そうした問題点の多い介護制度に抵抗せず、むしろそれに便乗することにより事業収入増、高利益、事業拡大の果実を得てきたが、皮肉にも果実を得たことにより社会福祉法人の財産であった次の3つのものを今失いつつある。

第1は、「人」である。人件費の削減・抑制、介護労働の非正規雇用化を進めたことにより、社会福祉事業にとって最も大切な働き人を失いつつある。そのことは、今、社会福祉法人（経営者）たちも実感し始めているだろう。近年、特養、老健、グループホームなど夜勤を伴う介護現場では、「介護現場から姿を消す若者たち」の増加に加え、「いくら求人をして人も集まらない」事態が起きているからだ。

第2は、「信用」である。「適正利益」をはるかに超える利益を得、次々と事業拡張をしている社会福祉法人が少なくないために、他法人はもとより、「社会福祉法人と営利法人とどこが

違うのか」と疑念を抱く人々(市民)は少なくない。

第3は、「伝統」である。社会福祉法人のルーツは戦前からの慈善事業、社会事業にある。社会福祉が存在しなかった時代から荒野を耕してきたからこそ、社会福祉法人は人々の信用、信頼を得るとともに、非営利・公益性、先駆性・創造性といった財産を培ってきたが、現在の社会福祉法人にそうした伝統を認めることはできないだろう。近年、高齢者介護分野で先駆的・創造的活動として評価できるのは、宅老所、グループホーム、幼老統合ケア、地域共生ケア、ユニットケアなどであろうが、これらを開拓してきたのは、いずれも社会福祉法人以外の民間福祉団体や社会福祉活動家である。社会福祉法人はその跡を追い、国(厚生労働省)が制度化すると、豊富な資金力をもって事業化しているにすぎない。

「人」「信用」「伝統」を失いつつある社会福祉法人の将来は暗いと言わなければならないが、社会福祉法人に将来があるとすれば、社会福祉法人の先人たちがそうであったように、非営利社会福祉事業に愚直に徹することであろう。それ以外に社会福祉法人が存続する社会的理由はないからである。

(本稿は平成17年度佛教大学国内研修制度に基づく研究成果である。)

〔注〕

- (1) 入手した社会福祉法人の内部資料は、①社会福祉法人本部及び施設・事業所の貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、②法人及び特別養護老人ホームが行政監査に先立ち松山市及び愛媛県に提出した「監査事前提出資料」、③監査実施後に松山市及び愛媛県が法人及び特別養護老人ホームに文書で改善を指示をした「改善指示書」の3点である。
- (2) 伊藤周平監修・「ゆたかな暮らし」編集部編『介護保険を告発する』萌文社。2001年参照
- (3) 「保健・福祉・医療複合体」の命名・定義は二木立『保健・医療・福祉複合体』医学書院。1998年による。
- (4) 利益率が高いとか低いというのは相対的なものであるが、①「労働集約型産業」である高齢者介護においては人件費を抑制しない限り高収益は得られない、②法人企業統計調査(財務省)によると、好調な企業業績を反映し過去最高の企業収益を得た2006年度でも、全産業(金融・保険業を除く)の経常利益率は3.5%(売上高は1566兆4329億円、経常利益は54兆3786億円)である(朝日新聞2007年9月28日)という2つを根拠に、介護保険になって以降の社会福祉法人の高齢者介護事業の利益率は高いと述べている。
- (5) 次のような手直しをし対比している。①99年度までの社会福祉法人会計には減価償却制度はないので、2000年度の事業支出からは減価償却費を除くとともに事業収入からは国庫補助金等特別積立金取崩を除いている。②2000年度から人件費に退職金、退職共済掛金が設けられたが、99年度までは事務雑費とされており、その金額は特定できないので、2000年度の人件費からは退職金、退職共済掛金を除き事務費に算入している。③99年度までは固定資産取得費が支出されていたが、2000年度からは資金収支計算書で処理されているので、99年度の事務費からは固定資産取得費を除いている。④法人本部からの繰入金収入、法人本部への繰入金支出は、99年度、2000年度とも除いている。⑤2000年度から借入金利息補助金収入を事業外活動収入として各施設会計で受けるようになり、借入金利息も各施設会計で支出することになったが、99年度までは法人本部会計で処理していたので、99年度、2000年度とも収入、支出には借入金利息補助金、借入金利息支出を含めていない。⑥2000年度から寄付金、雑収入を事業活動外収入としている法人もあるが、事業

- 収入に加えている。
- (6) 「介護保険制度実施以前の特別養護老人ホームにおいては、介護職員は「原則常勤」とされ、非常勤職員は2割以内でかつその勤務時間の合計数が措置費基準職員数（常勤）の勤務時間数を満たす場合にのみ認められていた」（介護・福祉オンブズネット大阪「検証！介護保険実施後の特別養護老人ホーム（2002年度大阪市内版）」14ページ。2003年参照
 - (7) 財団法人介護労働安定センター『介護労働の現状 —平成18年版—』64ページ。2006年
 - (8) 中野麻美『労働ダンピング』岩波新書。2006年。伊藤博義『福祉労働の法Q&A』2002年有斐閣参照
 - (9) 前掲『介護労働の現状 —平成18年版—』50ページ
 - (10) 社会福祉法人の適正利益率は、特養のように多額の減価償却費が必要な施設と、ほとんど必要のない訪問介護のような事業とは異なるし、前者においても施設建設時の借入金の元金や利子の償還に対する公的助成の有無とその金額の多寡によっても異なり、一概に定めることはできないが、社会福祉法人の場合は通常、経常利益から借入金元金を償還しなければならないし、施設を維持継続していくためには職員の退職金や将来の施設の修繕費や建替えの積立金なども必要なので、これらを控除した後の金額が妥当かどうかで判断されよう。本文で取り上げた特養T施設の場合、2004年度の経常利益は1934万円、経常利益率6.5%であるが、借入金の元金償還の全額を自治体が助成しているし、特養に併設されているデイサービスや居宅介護支援も黒字で、特養・ショートステイ分と合わせると、経常利益率は11.1%で、計4376万円の経常利益を得ている。その全額が最終利益で資本蓄積されているから、T施設も適正利益を超えていると言わざるを得ない。
 - (11) 蛭江紀雄氏は「関係者の間では社会福祉事業をしている者を、①初めから損得を度外視してやってきている者、②儲かりそうだからやり始めた者、③最初から儲けを目的にやりだした者の3つのタイプに分ける話がある。①はいわゆる慈善事業、社会事業の時代から、あるいはその精神をくんでやりだした者であり、(中略)②と③の場合は、事業を起こすための便法として社会福祉法人格を取得しただけで、社会福祉事業をやりたいという意味は必ずしもないものである。」と指摘している（『社会福祉研究』第80号）。蛭江氏の言う営利を目的とする者がなぜ公益法人である社会福祉法人を設立できたのか、その理由と背景については、拙稿「高齢者福祉はなぜ腐蝕するのか」『世界』1997年4月号、5月号を参照
 - (12) 沢見涼子「介護保険制度に「くすのきの郷」が起こした“抵抗”」『世界』2007年10月号
 - (13) 前掲「「検証！介護保険実施後の特別養護老人ホーム（2002年度大阪市内版）」。「介護保険実施4年の特別養護老人ホームの状況（2003年度堺市内版）」2004年。「東大阪市の特別養護老人ホームの状況」2005年。「枚方市内の特別養護老人ホームの状況」2007年
 - (14) 「介護現場から姿を消す若者たち」をメディアが綿密な取材の上で初めて取りあげたのは、筆者の知るかぎりではNHK総合テレビ 2006年10月19日放送の「クローズアップ現代 —介護の人材が逃げていく」である。
 - (15) 朝日新聞2007年6月26日
 - (16) 前掲『介護労働の現状 —平成18年版—』116ページ
 - (17) 財団法人介護労働安定センター『介護事業所における労働の現状 —平成15年版—』121ページ。2003年
 - (18) 財団法人介護労働安定センター『介護労働の現状 —平成18年版—』53ページ
 - (19) 廣末利弥「THE PRESS」『ぼとぼら』2006年7月1日より引用
 - (20) 前掲『介護労働の現状 —平成18年版—』64ページ

（えいわ よしのすけ 社会福祉学科）

2007年10月17日受理